

佐久市協働のまちづくり推進会議 会議記録（要旨）

日 時：令和4年7月25日（月）

10：00～10：50

場 所：佐久市役所 8階 大会議室

出席者：佐久市協働のまちづくり推進会議 委員10名

事務局（広報広聴課長・広報広聴課職員）3名

1 開会

2 会長あいさつ

3 会議事項

(1) 佐久市まちづくり活動支援金第2次募集事業審査について

ア 事務局より審査の流れ等について説明

審査は1事業ごとに書類審査し、審査員が所属する団体が応募した場合は、当該審査員は当該団体の審査をすることが出来ない。

審査員1人当たりの平均点数が高い事業から決定となる。

審査員1人当たりの平均点数が15点に満たない団体は、予算の範囲内であっても推薦は行わない。

審査の順位に基づき、上位の事業から予算の範囲内で支援金を割り当てる。

重点テーマに該当する事業については、評価した点数の合計にそれぞれ5点を加算する。

イ 事務局から事業概要及び委員から団体に提出した質問についての回答説明を行ない、その後、質疑応答

ウ 審査

① 「さあ みんなで伝承しよう ふる里の民謡」復活再現DVD作成事業

(ふる里の民謡伝承塾)

委員：事業計画の中で、来年度以降は対象となっている区の区長名で財産区に財政支援を申請していく、と書いてありますが、今年のうちからそうした区長との連携の動きはあるか。

事務局：事務局のほうでは、そうした動きは把握しておりません。

委員：予算の中で、報償費が18万円と、事業費の半分を占めているというところをどう判断するべきか。

会長：DVD本体の制作費よりも報償費が大きく、支出の大半を占めているが、その妥当性がどうか、ということですね。

事務局：予算の中の報償費の割合については特段規定がありません。講師の方々への謝礼も、その方のレベルや経験値に応じて価格を決めていると思いますが、基準を定め

ていませので、事務局のほうでは受け付ける段階で、その点の妥当性についての判断はしていません。

会長：この事業は、前回の会議で優良事業の審査をしたときも出ていたと思うが、継続の事業ですか。

副会長：前回の事業は、望月小唄に特化したものですが、今回の伝承事業は、望月小唄以外の民謡が対象なので、新規になっています。

委員：収支予算書のほうでは支出が 384,320 円になっているが、団体が独自で作成した予算書では 385,000 円になっている。差額はどうなっていますか。

事務局：団体の予算書のほうではおおまかな積み上げをしていて、事業計画の中の収支予算書では会議室の使用料などを細かく見積もっており、事業計画のほうでは精度を上げて予算だてした結果かと思えます。

【審査→審査票の回収、集計】

## (2) 協働事業に関する意見交換

ア 事務局より、前回会議において、令和 3 年度の市の協働事業についての意見交換の時間が十分とれなかったため、前回に引き続いて委員からご意見あれば伺いたい旨を説明

イ 委員からの意見

会長：前回お配りした府中市の協働事例集ですが、協働のカタチについての図があります。市と市民のどちらの主体性が大きいかで委託や補助などの分類をしています。例えば、今日審査したまちづくり活動支援金は、市民が主体で、市が支援金で補助する、という形になります。こういった図を用いて説明すると、どこが主体でどういう形で協働が進められているのかがわかりやすいと思います。個別の事業についても、協働関係にある市民・団体についてイメージ図を示すことで誰がどの程度役割を担っているか、ということがわかります。佐久市の事例集でもこういう図を示すことでわかりやすくなるんじゃないかと思って、参考まで配布させていただきました。皆さんのほうからも、今の参考例に関わらず、協働事業全体についてご意見ありましたら、お願いします。

委員：子どもたちと関わっていると、既に協働している事業ってたくさんあるなと思います。自分のことで振り返ってみても、例えば、うちの子どもがリトルリーグで野球をやっているんですが、市のどこかの課から委託を受けて、グラウンドの周辺の整備とか清掃をやっています。これも協働なのかな、って、いろいろな身近なところでいろんなかたちで協働ってもうやっているものなんだろうなと、改めて思います。みなさんの周りでも、これって協働なんじゃないかなと思うようなことがあれば、ぜひ教えてください。

委員：1週間くらい前に、市の出前講座の空き家問題について、さくさぽで開催したのに参加してきました。そのときのことを考えると、この府中市事例集の協働のカタチの図示がよくわかりました。講座には市から担当の職員が二人来ていました。建築住宅課の職員と、移住交流推進課の職員です。その方たちから 30 分くらいの説明を受けて、そのあとの質疑応答で 6 回くらい質問が出ました。出された質問ごとに担当者がコロコロ変わるんです。それはさておいて、空き家で一番問題になっているのが、遺品が残って

いて片付いていないこと、第二位が相続の問題だそうです。これに対する解決策が市には無いそうです。そもそもそういう物件は、空き家バンクには登録できない。その第一位の遺品が残っていて片付いていない空き家って、どのくらいあるんですか、って聞いたら、だいたい60%だそうです。そんなに多い課題に対して市が何もできないとすれば、民との協働で解決するしかないんじゃないかと。市が何もできないということで門前払いになってしまうよりは。この協働のカタチの図でいうと、今は市でしかやっていると、民が入ってないので何もできないと、この図でいうなら。民が入ることによって、6割の空き家が再利用の土台にのって、空き家バンクに登録するとか、市のシステムのほうに入ってくるのに、そういうところが全く協働の形ができていないんじゃないかなと。それを解消するために、府中市の事例にあるようないろんな団体同士が連携しているイメージ図みたいに、空き家問題について取り組めればいいのにと感じました。

会長：今のお話のとおり、空き家問題を解決しようとしても、個人の資産、遺品が残っていて、そういうものに対して行政が手を出せない。そこで市以外の団体が入って、コーディネートをする必要がある、と。市がNPOとか、可能かどうかは別として、さくさぼみみたいところに委託をして、そこが中心となって個人の遺品の処分などに当たるなどの方法が考えられます。現実的に、どこの自治体でも空き家問題は大きな問題になっています。行政にも限界があるので、そうすると協働の力が必要になります。今みたいなご意見ご提案がいただければと思います。空き家については、お盆や年末年始に帰省するために、売ったり貸したりしたくない、という人が多いようです。そうすると、移住者を増やしたいのに、住まいがないということになる。ところが、空き家はいっぱいある。マッチングができていないんですね。これを解決するために、市だけではなくて、第三者的な団体と協働する必要がある、ということですね。

委員：空き家の問題について話が出ましたが、これも喫緊の課題として検討していかないといけないことですが、ちょっと関連して、今、ゴミ屋敷の問題もあります。今年度、社会福祉協議会でゴミ屋敷に対応するためのボランティア養成講座をやるようとしています。

会長：ほかにも委員の皆様のご経験からこんな事例があるよ、とか、こういうことを協働で進めたい、というのがあればまたお寄せください。空き家の話であったように、協働とはこういうことで、行政だけで今までやってきていて、地域のことは行政がやるべきだ、というのが今は変わってきていて、地域でも行政のほうでも解決しなくてはならない問題がいろいろと出てきていると。もちろん市がやるべきことは市がやるんですが、それでも先ほどの空き家のように市でできないことも出てきています。それを協働により解決することがひとつの方法としてあります。

## 【令和4年度佐久市まちづくり活動支援金事業第2次募集分 審査結果発表】

### 集計結果について事務局より発表

申請のあった事業については、審査員1人当たりの平均点数が基準点数以上となった。推進会議より当該事業について、市へ推薦する。

現時点で支援金の予算額に余裕があるため、3次募集を9月中に実施する予定。

#### 4 その他

- ・次回の推進会議について

事務局：次回の会議は9月もしくは10月頃に開催予定。市民活動サポートセンターとの意見交換を検討中。

#### 5 閉会